

資料 2

外来医療計画に基づく実績報告（R2 年度及び R3 年度分）

■新規開業者へ不足する医療機能を担うことを求める同意書の提出状況

① R2 年度新規開業者

玄々堂内科・呼吸器内科、お元気でクリニック、上村クリニック

② R3 年度新規開業者

みやき統合医療クリニック

新規開業した診療所（医科）すべて同意書が提出された。

■共同利用計画書の提出状況

①R2 年度は実績なし

②R3 年度は 2 件（添付のとおり）

第1 不足する外来医療機能

1 中部医療圏

(略)

2 東部医療圏

東部医療圏においては、不足外来医療機能を確認する際に、以下の意見がありました。

- ・休日救急医療センターや在宅当番医は、現在医師会員で年に3回程度の当番となっているが、今後会員数が少なくなると回数が増える可能性もあり、会員の負担が増してくる。
- ・産業医や学校医については、医療機関経営者が(世代)交代しても引き続き担ってくればよいが、経営者交代を契機に辞める人が多く、なり手不足である。
- ・伸びる在宅医療の需要に対しては、現在のままでは不足することは明らかである。

このことから、東部医療圏においては、初期救急、公衆衛生、在宅医療を不足外来医療とします。

3 南部医療圏

(略)

第2 新規開業者へ不足する医療機能を担うことを求める方法

新規開業者は、診療所設置に伴い、開設届を管轄の保健福祉事務所へ提出することとなります。

最終的にはその開設届を提出する機会に不足する医療機能を担うことを求めますが、保健福祉事務所へ開設の事前相談に来訪される機会や開設届を入手する機会等の開設届提出前に、あらかじめ新規開業者へ不足する医療機能を担うことを求めます。

なお、法人が開設者となる新規開業に当たっては、開設許可申請書の提出が開設届よりも先になることから、開設許可申請書を入手する機会等に、あらかじめ新規開業者へ不足する医療機能を担うことを求めます。

第4 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス

医療機器の効率的な活用を更に推進するため、医療機関が対象医療機器を新規導入（又は更新）する際に、共同利用の相手方となる医療機関や対象とする医療機器等についての共同利用に関する計画書を提出することとします。

1 共同利用計画の記載事項

- ・共同利用の相手方となる医療機関（更新の場合は共同利用実績のある医療機関）
- ・共同利用の対象とする医療機器
- ・保守、整備等の実施に関する方針
- ・画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

2 共同利用計画のチェックのためのプロセス

(1) 保健福祉事務所でのチェック

共同利用計画及び付属資料の提出については、対象医療機器の設置後10日以内に、各保健福祉事務所あて提出することとします。

保健福祉事務所は、共同利用計画及び付属資料の内容について確認し、共同利用の相手方となる医療機関名が未記入の場合など、必要に応じて医療機関へ協議の場（地域医療構想調整会議分科会）での説明を求めることとします。

なお、機器の更新の場合は、既に医療機関相互で患者紹介を行っているなど、実態的に共同利用の関係にあること状況が多いことへの留意が必要です。

(2) 地域医療構想調整会議分科会等への報告

説明を求められた医療機関は、地域医療構想調整会議分科会で共同利用計画の内容について説明することとします。

(3) 地域医療構想調整会議分科会でのチェック

地域医療構想調整会議分科会の構成員は、提出された共同利用計画について、現在の地域の医療提供体制を考慮して協議することとします。

(4) 医療機関名の公表

共同利用する医療機関については、外来医療計画の別添資料において公表することとします。

また、共同利用計画を作成提出しない、又は合理的理由なく共同利用を行わない医療機関がある場合は、県のホームページで医療機関名を公表することとします。